

# 子どもの健やかな成長のために～養育費の支払いと親子交流（面会交流）の実現に向けて～

離婚をする前に・・・

子どもの健やかな成長のために決めておくべきことがあります。

子どもにとって、両親の離婚はとても大きな出来事です。

夫婦が離れて暮らす決意をするまでにはさまざまな事情がありますが、子どもにとってかけがえのないお父さん、お母さんであることに変わりありません。

子どもを持つ夫婦が離れて暮らすときには、養育費と親子交流（面会交流）について話し合う必要があります。

その際には、**子どもの利益を最も優先して考慮しなければなりません。**



## 養育費とは？

子どもを**監護・教育するために必要な費用**のことです。一般的には、**経済的・社会的に自立していない子どもが自立する**（例えば大学等を卒業する）までに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

子どもに対する**養育費の支払い義務（扶養義務）は、自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）とされています。**

離婚により親権者でなくなっても、子どもと離れて暮らすことになっても、子どもにとって親であることに変わりはありません。**子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子供の成長を支えることは、とても大切なことです。**

養育費の支払いがスムーズに行われるように、養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法などをあらかじめ具体的に決めておきましょう。養育費の目安として、裁判所のホームページに養育費の算定表が掲載されていますので、必要に応じてご参照ください。

[https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi\\_santei\\_hyou/](https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/)



## 親子交流（面会交流）とは？

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが、子どもと**定期的・継続的に**会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することです。

子どもは、両親の離婚という大きな出来事を経験して、「離婚の原因は自分かもしれない。」「自分を嫌いになったからいなくなったのかな。」などと不安な気持ちになります。親子交流（面会交流）は、父母それぞれの立場から、「あなたは悪くないよ。」「これからもあなたを大切な子どもと思っていることに変わりはないよ。」という気持ちを伝える一つの方法です。

離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとってはお父さんもお母さんもかけがえのない存在です。**親子交流（面会交流）は、子どものために行うものです。**子どもは、親子交流（面会交流）を通して、**どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで安心感や自信を持つことができます。**

子どもが安心して親子交流（面会交流）を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら方法や時期、回数などについて、無理のないように決めることが大切です。親同士がお互いに守らなければならないルールについてもしっかりと決めておくようにしましょう。



## 養育費・親子交流（面会交流）の取り決めについて



いずれの取り決めについても、合意した内容を書面に残しておくことが大切です。法務省では、参考書式として「**子どもの養育に関する合意書**」を作成していますので、必要に応じてご利用ください。

**参考** 法務省 「**こどもの養育に関する合意書作成の手引きと Q&A**」について

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)

《相談窓口のご案内》

◎武蔵野市役所（午前8時30分から午後5時15分まで）

相談内容	相談先	電話番号	場所
ひとり親家庭のための相談 （生活・就業などに関する支援）	子ども家庭部子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター ひとり親支援担当 （午前9時から午後5時まで）	(0422) 60-1850	市役所 南棟3階 （緑町2-2-28）
ひとり親の手当や助成に関すること	子ども家庭部子ども子育て支援課 手当医療係	(0422) 60-1963	市役所 南棟3階
法律相談（予約制）	市民部 市民活動推進課 市民相談係 （1回20分・各日9枠） （相談日時 月・水・金 午前10時から午後3時50分まで）	(0422) 60-1921 ※予約専用	市役所 西棟7階
女性総合相談（予約制）	市民部 市民活動推進課 男女平等推進センター（ヒューマンあい） （1回50分・毎月10枠） ・第1土曜日（午後1時から・計3枠） ・第2金曜日（午後6時から・計2枠） ・第3月曜日（午後2時から・計2枠） ・第4火曜日（午前9時から・計3枠）	(0422) 37-3410	市民会館1階 （境2-3-7）
女性法律相談（予約制）	市民部 市民活動推進課 男女平等推進センター（ヒューマンあい） （1回30分・4枠） 第1土曜日（午前9時30分から）	(0422) 37-3410	市民会館1階 （境2-3-7）

◎その他の相談先

相談内容	相談先	電話番号
・生活や仕事に関する相談 ・養育費の相談、離婚前後の法律相談、親子交流（面会交流）支援等	はあと多摩	042-506-1182
・離婚前後の法律相談 ・養育費専門相談 ・親子交流（面会交流）支援	はあと	03-6272-8720
養育費に関すること	養育費等相談支援センター	0120-965-419（携帯電話不可） 03-3980-4108 ※メール相談可 info@youikuhi.or.jp
法的トラブルに関すること	日本司法支援センター （法テラス）	0570-078374（IP電話不可） 03-6745-5600
公正証書に関すること	日本公証人連合会	（武蔵野公証役場） 0422-22-6606

お問合せ：武蔵野市子ども子育て支援課子ども家庭支援センター  
武蔵野市緑町2丁目2番28号 ☎0422-60-1850

令和6年2月発行